

2024年9月4日

沼津市議会議長

高橋 達也 様

江本市議懲罰処分の取り消し審決を受けて
議会の誤りの検証と謝罪を求める請願

本年8月7日付審決書では、江本浩二市議に対して行われた懲罰と出席停止処分は取り消され、沼津市議会の議決が誤りであったと結論されました。なぜ取り消されるような議決を行ったのか、その審議経過も含めて検証し、誤りの責任を明らかにするとともに、江本議員のみならず市民に対しても混乱を招いたことを謝罪するよう求めます。それが二度と誤りを犯さない道だと思慮し、以下請願します。

- 1 誤った懲罰と出席停止処分がなされた経過を検証し、責任を明らかにすること。

静岡県審決では、江本議員の発言について「会議規則152条に反するとは認められない」「品位違反が認められない」とし、「陳謝の懲罰の適法性は認められない」と断じました。さらに出席停止処分についても「適法性を認めることはできない」と断じました。

適法性のない誤った議決を行った議長および賛成議員には故意または過失があったことは明らかです。なぜ誤った議決を行なったのか検証してください。

- 2 江本議員に対しては名誉を棄損したことについての謝罪を、また市民に対しては誤った議決で議会の権威を失墜させ混乱を招いたことを謝罪してください。

懲罰動議の審議過程では、「地主（注：市）の了解を得ず」とか「森林窃盗罪の疑い」などと刑法犯との疑いをかける発言が数々なされ、江本議員の名誉を著しく棄損しました。

本件市有地のヒノキや竹の伐採を含む管理を江本議員および同様の元地権者（市民）に認めていたことは、元市職員の証言によって明らかになりました。事実関係を調べることなく刑法犯かの如く非難した市議会の誤りは重大です。

- 3 市議会は、公報に以下の謝罪文を掲載してください。

（謝罪文案）

沼津市議会が昨年 10 月に江本浩二議員に科した陳謝および出席停止の懲罰について、本年 8 月 7 日に静岡県知事より適法性がないとして取り消す審決が出されました。市議会は適法性がない議決を行ったことを深く反省し、江本議員の名誉を傷つけたことを謝罪します。また、市民の皆様にも市議会の権威を傷つけ混乱とご心配をおかけしたことをお詫びします。このような結果を招いたことを真摯に検証し、二度とこのような誤りを行わないように努めてまいります。

○月○日 沼津市議会

以上

請願者

住所

氏名

沓澤 大三

連絡先

紹介議員

山下富美子